

旧愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター 樹木伐採業務委託契約書(案)

愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、旧愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター内樹木伐採業務（以下「委託業務」という。）を別記仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 伐採等については、甲の就業時間内に実施するものとする。

（委託の期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和8年12月25日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条の規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（報告及び検査）

第7条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に完了検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第8条 乙は、業務の完了検査が終了した後、甲に請求書を提出し、甲は請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（支払の遅延）

第9条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わなかった時は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。
この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第12条 業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人）が次の

いずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、「職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

（9）第 15 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第 14 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、その責めに帰する理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場

合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 今治市クリエイティブヒルズ4番地1

甲 氏名 愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センター
愛媛県産業技術研究所長 菊地 敏夫

住所

乙 氏名